

議案第14号

前橋市建築基準法関係手数料条例の改正について

令和8年2月2日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市建築基準法関係手数料条例（平成12年前橋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条の表第37号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表第38号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。